

第17回 議会改革特別委員会会議概要

○ 日 時 平成26年4月9日（水）午後2時～午後4時10分

○ 場 所 第1委員会室

○ 出席委員 松島 洋 印南 宏 西垣一郎
江原俊光 水野友貴 日暮俊一

○ 委員外議員 内田美恵子

○ 議題 1. 議会基本条例の制定をはじめ、議会改革について調査・検討
・説明会を踏まえた議会基本条例（素案）の検討
2. その他

○ 協議事項

(1) 平成26年2月15日・16日に開催した議会基本条例（素案）市民説明会でいただいた意見について、委員会で方向づけることになった4点について

- ・前文についてコンパクトには、との意見があったが、これまでの議会改革特別委員会で十分協議を重ねてきたことから、変更しないこととする。
- ・市民の定義について（第1条関連）条例に明記すべき、との意見があったが、議会基本条例は市民に責任を課す条例ではないことや、定義づけすることにより市民の定義を固定化してしまうおそれがあることから、条例には明記しないこととする。
- ・議員間の討議という文言（第2・3・13条に明記）について、もっと詳しい説明を加えては、との意見があったが、現条文の説明で十分に説明がなされていることから、変更しないこととする。
- ・第24条について、条文からでは検証する組織がわからない、との意見があったが、条文はこのままで逐条解説で説明を加えることとする。

(2) 平成26年2月15日・16日に開催した議会基本条例（素案）市民説明会でいただいた意見について、各会派で再度検討し委員会で協議する事項となっていた5点について

- ・第3条（1）中の「意思決定機関」の後に加える文言の検討を行った結果、「意思決定機関の一員」とすることとする。
- ・第5条・第6条について、違いがわかりづらい、との意見があったことから文言などについて協議を行った。協議のなかでは第5条と第6条を一つにしては、との意見や意見交換会を第5条に記載するなど、さまざまな意見が出たが、一つに

まとめずに第5条・第6条の2条立てにして再度、文言の整理を行うとともに、逐条解説において説明を加えることとする。

- ・第20条の政治倫理に関する文言について、市民説明会の中で罰則規定を加えるべきとの意見があったことから、文言について協議を行ったが、罰則規定を加えないこととする。なお、第20条の条文の内容を逸脱した行動などがあった場合のことについては、逐条解説に記載するかどうかを今後検討することとした。
- ・第21条・第22条について、いずれも2項の文末を統一すべきではとの意見があり、協議をした結果、「～するものとする」に統一することとする。なお、第21条は、現在の条文だと公聴会や参考人制度を活用しないと定数の改正を行うことができない、と読むことができることから、第21条の2項の「公聴会制度及び参考人制度」の後に「等」を入れ幅を持たせた表現にした方が良いのではないかという意見がだされ、これについては、文言も含め各会派で協議し再度検討することとした。
- ・全体を通してわかりやすい、やさしい表現にしたほうが良いのではという意見については、逐条解説や用語解説でわかりやすく説明することとした。